

第6期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月21日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
横浜銀行本店
はまぎんホール ヴィアマーレ

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件

CONCORDIA
Financial Group



株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ
証券コード：7186

株主の皆さまにおかれましては、**新型コロナウイルス**感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、**極力、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう**お願い申し上げます。



皆さまには、平素よりご厚情を賜り、厚くお礼申しあげます。

コンコルディア・フィナンシャルグループは、2016年の発足から今年で7年目を迎えましたが、人口減少、デジタル化の進展、サステナビリティの実現に向けた社会課題への対応、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による経済活動の停滞など、私たちの経営環境は大きな変化の中にあります。

こうした環境変化の中においても、経営理念である「地域にとってなくてはならない金融グループ」であり続けるために、地域社会・お客さまが抱える課題に対して真摯な姿勢で向き合い、ソリューションの幅を広げ、質を高めていくことで、最も身近な存在として選ばれるようになるという決意から、長期的にめざす姿を「地域に根ざし、ともに歩む存在として選ばれるソリューション・カンパニー」と決めました。

この長期的にめざす姿への転換に向けて、前中期経営計画ですすめてきた「変革」を加速し、成果を具現化する3年間として、4月から新たな中期経営計画をスタートしました。計画の3本柱となる基本テーマを「Growth」「Change」「Sustainability」とし、6つの重点戦略「ソリューションビジネスの深化・拡大」「戦略的投資・提携の活用」「人材ポートフォリオ改革・エンゲージメント向上」「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」「持続可能な地域社会への貢献」「ガバナンスの高度化」で掲げる諸施策にスピーディーに取り組んでまいります。

コンコルディア・フィナンシャルグループは今後も、地域にとってなくてはならない金融グループとして、地域とともに持続的に成長し、企業価値の向上をめざします。

引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2022年5月

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ
代表取締役社長 大矢 恭好

CONTENTS

TOP MESSAGE	1
■ 第6期定時株主総会招集ご通知.....	2
議決権行使のお願い	4
■ 株主総会参考書類	7
■ 第6期事業報告.....	21
■ 連結計算書類	57
■ 計算書類	59
■ 監査報告書	61

(ご参考) トピックス

67



当社ホームページ

<https://www.concordia-fg.jp/>



コンコルディア・フィナンシャルグループ 検索

株 主 各 位

東京都中央区日本橋2丁目7番1号
株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ
代表取締役社長 大矢 恭 好

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、適切な新型コロナウイルス感染防止策を実施したうえで、開催させていただくことといたします。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年6月20日（月曜日）午後5時まで**に、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
横浜銀行本店 はまぎんホール ヴィアマーレ

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項** 第6期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決 議 事 項** 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定にもとづき、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

①事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

したがって、本招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類または計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

(2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

(3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

◎株主さまではないご同伴の方、お子さまなど、**株主さま以外の方は総会にご出席いただけません**ので、ご注意願います。

◎当日は当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきます。

◎株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎会場内でのカメラやスマートフォン、携帯電話等による撮影・録音はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

◎決議結果につきましては、後日、当社のウェブサイトに掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応を変更する場合がございます。当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・株主さま控室のご用意および飲み物の提供は中止とさせていただきます。
- ・発熱があると認められる方、咳の症状がある方、体調不良と思われる方等は、入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用にて対応させていただきます。
- ・ご来場の株主さまには、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- ・株主総会当日に上映するビデオを、2022年6月14日（火）（予定）に当社ウェブサイトで配信いたします。
- ・株主総会の模様を、株主さま限定のライブ配信サイトで、ライブ配信いたします。また、当社ウェブサイトでも、後日配信を予定しております。

当社ウェブサイト

<https://www.concordia-fg.jp/>

議決権行使のお願い

株主総会参考書類7頁～20頁をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。議決権行使には以下の3つの方法がございますが、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使

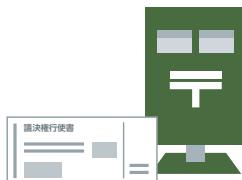


インターネットにより**議決権行使ウェブサイト**にアクセスしていただき、議決権を行使ください。詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2022年6月20日（月）
午後5時まで

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

行使期限

2022年6月20日（月）
午後5時到着分まで

株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。

株主総会開催日時

2022年6月21日（火）
午前10時

複数回にわたり議決権行使をされた場合の取り扱い

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合はインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効な議決権行使といたします。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

ライブ配信のご案内

株主総会の模様を、株主さま限定のライブ配信サイトで、ライブ配信いたします。



公開日時 2022年6月21日（火曜日）午前10時より

視聴方法

●IDおよびパスワードを入力する画面が表示されますので、下記のIDおよびパスワードをご入力ください。

ID

パスワード

ライブ配信ご視聴にあたってのご注意事項

- ライブ配信をご視聴される株主さまは、株主総会当日の決議にご参加いただくことはできません。書面またはインターネット等により事前に行使いただきますようお願いいたします。（4～5頁参照）
- ライブ配信内でのご質問およびご意見はお受けすることができません。
- ライブ配信の音声は日本語のみです。
- ご使用のインターネット接続環境および回線の状況等によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- ライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、株主さまのご負担となります。
- 快適にご視聴いただくために、スマートフォンやタブレットでのご視聴は、Wi-Fi環境を推奨いたします。
- IDおよびパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- 音声および映像を通じて得た株主さまの個人情報やその他株主さまのプライバシーに関わる事項を第三者に開示・提供することは固く禁じさせていただきます。
- 音声および映像データの公開を目的とした、音声・動画の録音・録画はご遠慮ください。
- ご出席される株主さまのプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席および役員席付近のみを基本とさせていただきますが、やむを得ず株主さまが映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

後日配信

株主総会の模様については、当社ウェブサイトでも、後日配信を予定しております。

当社ウェブサイト <https://www.concordia-fg.jp/>

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 社長執行役員の選定に係る変更

最適な業務執行体制を機動的に構築することを可能とするため、株主総会で取締役を選任いただくまでの一時的な措置として、取締役でない社長執行役員を選定できるよう現行定款第21条(役付取締役)について変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(1) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削除>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新設></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p><新設></p>	<p>(附則)</p> <p>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

(2) 社長執行役員の選定に係る変更

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役会長および取締役社長各1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><新設></p>	<p>(役付取締役および社長執行役員)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役会長および取締役社長各1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2 取締役社長を置かないときは、取締役会はその決議によって、社長執行役員1名を選定することができる。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、社外取締役3名については、全員が当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。（同基準については20頁をご参照ください。）

候補者 番号		氏名	性別		現在の当社における 地位および担当
1	新任	かた おか たつ や 片 岡 達 也	男性		執行役員
2	再任	おお いし よし ゆき 大 石 慶 之	男性		代表取締役
3	再任	すず き よし あき 鈴 木 嘉 明	男性		取締役
4	新任	お の であ のぶ お 小野寺 伸 夫	男性		執行役員 経営企画部・ICT統括部担当 グループサステナビリティ推進・ システムプロジェクト推進担当
5	再任	あき よし みつる 秋 吉 満	男性	社外 独立役員	取締役
6	再任	やま だ よし のぶ 山 田 能 伸	男性	社外 独立役員	取締役
7	再任	よ だ ま み 依 田 真 美	女性	社外 独立役員	取締役

候補者
番号

1

かたおか たつや
片岡 達也

新任



生年月日：1967年1月2日（満55歳）

現在の当社における地位および担当：執行役員

所有する当社の株式の数：普通株式 16,000株

取締役会への出席状況：—

略歴：

1990年 4月	株式会社横浜銀行入行	2019年 4月	株式会社横浜銀行 執行役員総合企画部長 (2019年11月退任)
2009年 4月	同 鴨居駅前支店長	2019年12月	当社 執行役員（現任）
2010年12月	同 ロンドン駐在員事務所長		株式会社東日本銀行 取締役 (2022年3月退任)
2013年 4月	同 経営企画部事業戦略企画室長	2022年 4月	株式会社横浜銀行 代表取締役頭取（現任）
2016年 4月	同 営業企画部副部長兼営業企画部金融 テクノロジー事業化推進室長		
2017年 4月	同 個人営業部長		
2018年 4月	当社 執行役員経営企画部長		

■ 取締役候補者とした理由等

片岡達也氏は、当社グループの一員として、経営企画部門のほか、国際部門や営業部門等に携わるなど、当社グループの事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、株式会社横浜銀行の代表取締役頭取および株式会社東日本銀行の取締役としての豊富な経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

株式会社横浜銀行 代表取締役頭取

候補者
番号

2

おおいし よしゆき
大石 慶之

再任



生年月日：1962年4月12日（満60歳）

現在の当社における地位および担当：代表取締役

所有する当社の株式の数：普通株式 73,300株

取締役会への出席状況（2021年度）：14回／14回（100%）

略歴：

1985年 4 月	株式会社横浜銀行入行	2016年 6 月	同 取締役執行役員
2008年10月	同 蒲田支店長兼蒲田エリア委員長	2017年 6 月	同 取締役常務執行役員
2010年 4 月	同 事務統括部長	2018年 6 月	同 代表取締役常務執行役員 (2019年11月退任)
2011年 5 月	同 営業本部副本部長 事務統括部長	2019年12月	当社 常務執行役員
2012年 5 月	同 融資部長		株式会社東日本銀行 代表取締役頭取（現任）
2013年 4 月	同 執行役員融資部長		
2014年 4 月	同 執行役員人財部長	2020年 6 月	当社 取締役
2016年 4 月	同 執行役員	2022年 3 月	同 代表取締役（現任）

■ **取締役候補者とした理由等**

大石慶之氏は、当社グループの一員として、人事部門のほか、融資部門や事務管理部門および経営企画部門等に携わるなど、当社グループの事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、当社の代表取締役、株式会社横浜銀行の代表取締役および株式会社東日本銀行の代表取締役頭取としての豊富な経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ **重要な兼職の状況**

株式会社東日本銀行 代表取締役頭取

候補者
番号

3

すずき よしあき
鈴木 嘉明

再任



生年月日：1966年1月29日（満56歳）

現在の当社における地位および担当：取締役

所有する当社の株式の数：普通株式 24,100株

取締役会への出席状況（2021年度）：14回／14回（100%）

略歴：

1988年4月	株式会社横浜銀行入行	2019年4月	株式会社横浜銀行 執行役員営業本部長
2006年11月	同 大口支店長	2019年6月	同 取締役執行役員営業本部長
2010年4月	同 営業本部主任営業店指導役	2020年6月	当社 取締役（現任）
2013年2月	同 瀬谷支店長	2021年4月	株式会社横浜銀行 取締役常務執行役員
2015年4月	同 大船支店長兼大船エリア委員長	2022年4月	同 取締役常務執行役員
2016年4月	同 執行役員横須賀支店長 兼横須賀ブロック営業本部長		デジタル戦略部・営業戦略部担当 タレントマネジメント推進担当 営業本部副本部長（現任）
2018年4月	当社 執行役員 グループ戦略企画部副部長 （2018年9月退任） 株式会社横浜銀行 執行役員 営業本部副本部長		

■ 取締役候補者とした理由等

鈴木嘉明氏は、当社グループの一員として、複数の営業店の支店長を歴任し、本部営業部門や経営企画部門およびICT部門等に携わるなど、当社グループの事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、当社の取締役および株式会社横浜銀行の取締役としての豊富な経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

株式会社横浜銀行 取締役常務執行役員

候補者
番号

4

おの でのら のぶ お
小野寺 伸夫

新任



生年月日：1971年6月3日（満50歳）

現在の当社における地位および担当：執行役員 経営企画部・ICT統括部担当
グループサステナビリティ推進・
システムプロジェクト推進担当

所有する当社の株式の数：普通株式 7,800株

取締役会への出席状況：—

略歴：

1995年 4月	株式会社横浜銀行入行	2022年 4月	当社 執行役員
2017年 4月	同 溝口支店長		経営企画部・ICT統括部担当
2018年10月	同 総合企画部副部長 兼当社経営企画部シニアマネージャー		グループサステナビリティ推進・ システムプロジェクト推進担当（現任）
2019年 4月	当社 経営企画部事業戦略企画室長 兼株式会社横浜銀行総合企画部担当部長		株式会社横浜銀行 取締役執行役員 総合企画部・ICT推進部・協会関連業務担当
2019年12月	同 経営企画部長 兼株式会社横浜銀行総合企画部長		サステナビリティ推進・ システムプロジェクト推進担当（現任）
2021年 4月	株式会社横浜銀行 執行役員営業戦略部長		

■ 取締役候補者とした理由等

小野寺伸夫氏は、当社グループの一員として、経営企画部門のほか、営業部門等に携わるなど、当社グループの事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

株式会社横浜銀行 取締役執行役員

候補者
番号

5

あきよし
秋吉

みつる
満

再任

社外

独立役員



生年月日：1956年1月9日（満66歳）

現在の当社における地位および担当：取締役

所有する当社の株式の数：普通株式 3,300株

取締役会への出席状況（2021年度）：14回／14回（100%）

略歴：

1978年 4月	丸紅株式会社入社	2019年 4月	エムジーリース株式会社 （現 みずほ丸紅リース株式会社） 代表取締役社長
2007年 4月	同 執行役員	2019年 6月	当社 取締役（現任） 国際石油開発帝石株式会社 （現 株式会社INPEX） 監査役（現任）
2009年 4月	同 常務執行役員	2022年 4月	みずほ丸紅リース株式会社 顧問（非常勤）（現任）
2010年 6月	同 代表取締役常務執行役員		
2012年 4月	同 代表取締役専務執行役員		
2014年 4月	同 代表取締役副社長執行役員		
2015年 4月	同 代表取締役副社長執行役員 生活産業グループCEO		
2018年 4月	同 取締役特別顧問		
2018年 6月	同 特別顧問（2019年3月退任）		

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

秋吉満氏は、丸紅株式会社代表取締役副社長執行役員、みずほ丸紅リース株式会社代表取締役社長を歴任されるなど、企業経営者としての豊富な経験を有するとともに、丸紅株式会社では財務部門のほか、IT部門や法務部門等に携わるなど、幅広い知見を有しており、引き続き当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる観点から、取締役および経営陣に対して適時適切に意見・提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

みずほ丸紅リース株式会社 顧問（非常勤）、株式会社INPEX 社外監査役

■ 独立性について

秋吉満氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は、2018年6月まで丸紅株式会社の取締役特別顧問を、2022年3月までみずほ丸紅リース株式会社の代表取締役社長をそれぞれ務めておりますが、丸紅株式会社およびみずほ丸紅リース株式会社各社と、当社およびグループ各社との間における2021年度の取引額は、同社連結売上高および当社連結業務粗利益の1%未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。

■ その他

秋吉満氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。

候補者
番号

6

やま だ よしの ぶ
山田 能伸

再任

社外

独立役員



生年月日：1955年8月5日（満66歳）

現在の当社における地位および担当：取締役

所有する当社の株式の数：普通株式 2,400株

取締役会への出席状況（2021年度）：14回／14回（100%）

略歴：

1978年 4月	株式会社富士銀行入行 (1994年1月退職)	2008年 9月	オリバントアドバイザーズ 代表パートナー（2009年7月退任）
1994年 2月	CSファースト・ボストン証券会社 東京支店 バイスプレジデント (1995年2月退任)	2009年 9月	ドイツ証券株式会社 マネジングディレク ター（2019年7月退任）
1995年 3月	スミス・ニューコート証券会社 バイスプレジデント	2019年11月	PwCアドバイザリー合同会社 シニアアドバイザー（2020年4月退任）
1995年 9月	メリルリンチ証券会社 マネジングディレ クター（2008年7月退任）	2020年 6月	当社 取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

山田能伸氏は、アナリストとしての豊富な経験と、金融分野の分析やDXに関する高度な専門知識を有しており、引き続き当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる観点から、取締役および経営陣に対して適時適切に意見・提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 独立性について

山田能伸氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

■ その他

山田能伸氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。

候補者
番号

7

よ だ ま み
依田 真美
（戸籍上の氏名 深沢 真美）

再任

社外

独立役員



生年月日：1961年3月29日（満61歳）

現在の当社における地位および担当：取締役

所有する当社の株式の数：普通株式 3,800株

取締役会への出席状況（2021年度）：14回／14回（100%）

略歴：

1986年 1月	クレディ・スイス東京支店入行 (1997年7月退職)	2017年 4月	相模女子大学学芸学部英語文化コミュニケーション学科 准教授
1997年 8月	スタンダード・アンド・プアーズ・インターナショナルLLC アソシエイト・ディレクター	2020年 4月	相模女子大学大学院 社会起業研究科 准教授
2000年 4月	同 ディレクター	2020年 6月	当社 取締役（現任）
2005年 4月	同 マネジング・ディレクター (2009年7月退任)	2022年 4月	相模女子大学学芸学部英語文化コミュニケーション学科 教授（現任） 相模女子大学大学院 社会起業研究科 教授（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

依田真美氏は、長年、スタンダード・アンド・プアーズ・インターナショナルLLCで事業会社等に関する格付・調査業務に携われ、現在は経営学の専門家として相模女子大学や同大学院で教鞭を執られるなど、高度な専門知識と幅広い知見を有しており、引き続き当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる観点から、取締役および経営陣に対して適時適切に意見・提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

■ 重要な兼職の状況

相模女子大学学芸学部英語文化コミュニケーション学科 教授
相模女子大学大学院社会起業研究科 教授

■ 独立性について

依田真美氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

■ その他

1. 依田真美氏は、当社の子会社である株式会社横浜銀行の2022年6月21日開催予定の第161期定時株主総会において取締役を選任される予定であります。なお、選任後の株式会社横浜銀行における地位は取締役（非業務執行）となる予定であります。
2. 依田真美氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約の締結について
当社は、社外取締役候補者である秋吉満氏、山田能伸氏および依田真美氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。3氏が取締役に選任された場合、当社と3氏との間で当該契約を継続する予定であります。
3. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、保険会社との間において、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がおこなった行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用等が補償されます。なお、各候補者が取締役に選任された場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

<ご参考>取締役候補者・監査役および執行役員の専門性と経験（スキルマトリックス）

当社は、取締役会の独立性を確保し、その機能を公正かつ透明に発揮するため、独立社外取締役を選任するとともに、当社グループの業務に精通した社内取締役と社外における豊富な経験と知見を有する社外取締役を組み合わせ、取締役会が知識・経験・能力をバランスよく備えた構成となるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成しております。

氏名	地位	専門性・経験					
		企業経営・ 組織運営	地域営業	法務・リスク マネジメント	財務・会計	国際・ 市場運用	ICT・ デジタル(DX)
片岡 達也	代表取締役社長	●	●		●	●	
大石 慶之	代表取締役	●	●	●	●		
鈴木 嘉明	取締役		●		●		●
小野寺 伸夫	取締役		●		●		●
秋吉 満	取締役 社外	●		●	●	●	●
山田 能伸	取締役 社外			●	●	●	●
依田 真美	取締役 社外	●		●	●	●	
前原 和弘	常勤監査役		●	●	●		
原 光宏	監査役		●	●			
橋本 圭一郎	監査役 社外	●		●	●	●	●
房村 精一	監査役 社外	●		●			
野口 真有美	監査役 社外			●	●		

氏名	地位	専門性・経験					
		企業経営・ 組織運営	地域営業	法務・リスク マネジメント	財務・会計	国際・ 市場運用	ICT・ デジタル(DX)
小柴 裕太郎	執行役員		●	●			
牧野 圭吾	執行役員			●	●	●	
荒井 智希	執行役員		●		●	●	
小貫 利彦	執行役員						●
助川 和浩	執行役員		●				
窪田 俊也	執行役員		●				

- (注) 1. 取締役候補者の地位は就任予定の地位を記載しております。
2. 取締役に加え当社取締役会を実態的に構成する監査役・執行役員を含めた取締役会全体としてのスキルの組み合わせとしております。
3. 当社および地域金融機関である子会社のビジネスモデルに照らして当社が必要とする専門性・経験を掲載しております。各スキルの内容は下表のとおりであります。

企業経営・組織運営	企業等の経営・組織運営に関する知識・経験・能力を備える
地域営業	地域経済を活性化するための資金供給やソリューション提供等の営業に関する知識・経験・能力を備える
法務・リスクマネジメント	法律、コンプライアンス遵守、リスク管理、融資審査、業界・企業分析にかかる知識・経験・能力を備える
財務・会計	財務戦略、会計・税務に関する専門知識を備える
国際・市場運用	グローバルな視点、海外事業、市場運用に関する知識・経験・能力を備える
ICT・デジタル(DX)	システムの企画・運用・管理、デジタル分野等に関する知識・経験・能力を備える

<ご参考>

社外取締役および社外監査役候補者の選任にあたっては、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下の「社外役員の独立性判断基準」を満たす者とします。なお、以下に記載する「グループ各社」とは、当社の子会社である株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行であります。

○社外役員の独立性判断基準

当社またはグループ各社における社外取締役および社外監査役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とします。

- (1) A. 当社またはグループ各社を主要な取引先とする者もしくはその者が法人等である場合にはその業務執行者
B. 当社またはグループ各社の主要な取引先である者もしくはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (2) 当社またはグループ各社から、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- (3) 当社またはグループ各社を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所、法律事務所等に所属する者等
- (4) 当社またはグループ各社から、多額の寄付等を受ける者もしくはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (5) 当社の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (6) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者
 - A. 上記(1)～(5)に該当する者
 - B. 当社またはグループ各社の取締役、監査役、執行役員、重要な使用人等

※「最近」の定義：実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

※「主要な」の定義：直近事業年度の連結売上高（当社またはグループ各社の場合は連結業務粗利益）の1%以上を基準に判定する。

※「法人等」の定義：法人以外の団体を含む。

※「多額」の定義：過去3年平均で、年間1,000万円以上

※「近親者」の定義：二親等内の親族

※「重要でない者」の定義：「重要でない者」とは、会社の役員・部長クラスに従属する職階に属する者および会計事務所、法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士に従属する職階に属する者などをいう。

以上

第6期事業報告 2021年4月1日から2022年3月31日まで

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

[企業集団の主要な事業内容]

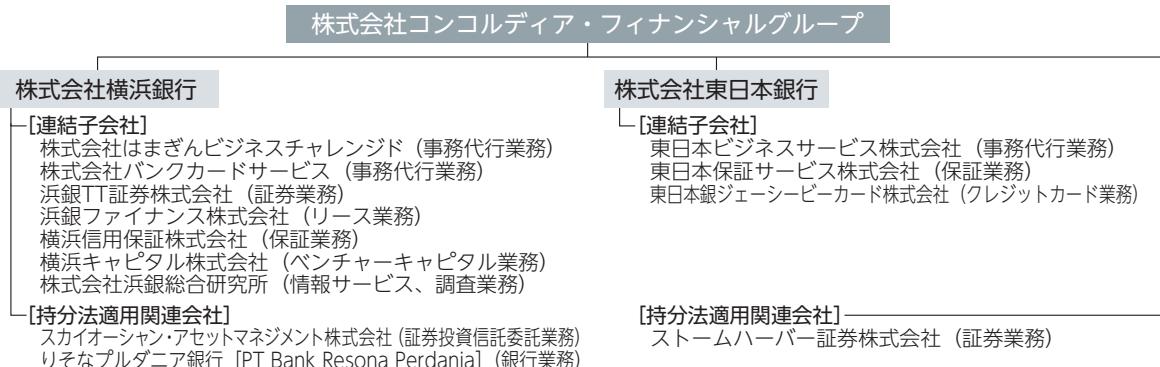
当社グループは、当社と子会社等25社により構成される企業集団であり、地域にとってなくてはならない金融グループとして、銀行業務を中心に、証券業務、リース業務、情報サービス・調査業務、ベンチャーキャピタル業務などをおこなっております。

[金融経済環境]

2021年度のわが国経済を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の影響が継続したことなどを受けて、景気の回復が足踏みしました。上期前半は先進国で新型コロナウイルス感染症に対するワクチンが普及し、海外経済の回復が本格化したことから、日本経済は輸出を中心に持ち直しましたが、7月以降は国内外で感染症が再拡大したことを受けて、輸出や個人消費などが弱含むとともに、自動車部品を中心とする供給制約の影響などから、製造業の生産活動も鈍い動きとなりました。下期前半は国内の新型コロナウイルス感染症が一服したため、個人消費をけん引役に景気はいったん持ち直しましたが、2022年の年明け後は、国内で再度感染症が急拡大したことから、サービス消費を中心に再び景気が弱含みました。さらに2月下旬以降、ロシアのウクライナ侵攻を受けてエネルギーなどの価格上昇に拍車がかかり、景気の先行きに対する不透明感が強まりました。

金融面では、日本銀行が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」などを継続する中で、短期金利はマイナス圏で推移しました。一方、長期金利は2021年を通じてゼロ%に近い水準で推移しましたが、2022年に入り、FRB（米連邦準備制度理事会）がインフレ抑制のため、政策金利を引き上げ、今後金融政策の正常化への姿勢を強めるとの観測から米長期金利が一段と上昇したことを受けて上昇し、3月下旬には、日本銀行が変動幅とする「±0.25%程度」の上限に到達する場面もありました。

組織図



【企業集団を巡る事業の経過及び成果等】

(2021年度の取り組み)

当社グループは「従来の銀行を超える新しい金融企業」という長期的にめざす姿の実現に向け、2019年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画に取り組んできました。中期経営計画最終年度である2021年度は「構造改革の総仕上げの年」と位置づけ、3つの基本方針「コアビジネスの深化」「構造改革による生産性向上」「経営基盤の強化」にもとづく各重点施策を加速・深化させ、「レジリエンスが高く持続的に収益を上げられる経営基盤の構築」の実現に向けた取り組みを着実に進めました。

基本方針1 コアビジネスの深化

「コアビジネスの深化」では、ホームマーケットである神奈川・東京において、これまで培ってきたお客さま基盤を活かしながら、ソリューション営業の高度化や海外ビジネスの拡大等に取り組んできました。

ソリューション営業の高度化

本部専門人財の増強、グループ機能の拡充や外部連携強化により、多様化・高度化するお客さまニーズに対するソリューション提供力を高めてきました。

法人のお客さまに対しては、お客さまの中長期的な成長を支援するため、本部・営業店一体となった財務・資本政策等のアドバイザー業務や事業承継支援などのソリューション提供を強化してきました。また、お客さまのサステナビリティ経営を支援するため、サステナビリティリンクローンなどのファイナンスメニューの拡充やSDGsに関する取り組みの分析等をおこなう「SDGs事業性評価」を開始するなどサステナブル関連ソリューションの取り組みを進めました。さらに、お客さまのデジタル化を支援するため、本部に「デジタル支援グループ」を新設するなど、業務プロセス改善やIT人材紹介等の幅広いコンサルティングを提供する態勢を整えました。

個人のお客さまに対しては、ライフイベントに応じたコンサルティングをベースとした、グループ一体での金融サービスの提供に取り組みました。新たに取り扱いを開始した「横浜銀行ファンドラップ」を活用し、お客さまに寄り添ったゴールベースアプローチでのポートフォリオ提案を進めたほか、生前贈与をサポートする「はまぎん・贈与の信託」や、千葉銀行等と共同で商品設計した変額終身保険「マイセレクトライフ」の取り扱いを開始するなど、商品ラインナップの拡充も進め、ソリューション提供力を高めました。また、グループの証券会社である浜銀TT証券との銀証連携強化により、お客さまへの総合的かつ最適なポートフォリオ提案を推し進めました。

海外ビジネスの拡大

海外ビジネスでは、上海支店やシンガポール支店などの海外拠点を活用して、ファイナンスや海外M&A、ビジネスマッチング等のお客さまへの支援を積極的におこなったほか、非日系ローンなどの運用案件の取り組みも強化し、外貨貸出残高を増強しました。また、京都銀行との国際業務に関する業務提携契約締結や、JICA横浜と「業務連携・協力に関する覚書」を締結するなど、お客さまの海外事業支援態勢を強化しました。

基本方針2 構造改革による生産性向上

「構造改革による生産性向上」では、お客さまの利便性向上とともに業務の効率化をはかっていくために、デジタル技術を活用した店頭オペレーションや店舗チャネルの改革を中心とした構造改革を推し進めました。また、ITコスト削減や営業力強化に向けた投資にも着手いたしました。

デジタル技術を活用したオペレーション改革

入出金や振込みなどにおける各種伝票の記入を不要とするクイックカウンタシステム（セルフ出納機）の本格展開を開始し、2021年度は26店舗へ導入しました。また、営業店における事務の生産性向上のため、多品種少量事務を本部で集中処理する業務サポートオフィスを本格稼働し、2021年度は69店舗の事務を本部に集約しました。

店舗チャネル改革

店舗内店舗形式による店舗の集約化等の施策を推し進めた結果、2019年度から2023年度までに予定していた103店舗の統廃合・軽量化を2年前倒しで達成しました。また、お客さまの利便性向上のため、キャッシュカード再発行のWEB受付サービスを開始するなど、デジタル技術を活用した来店不要取引の拡充にも取り組みました。

ITコスト削減

横浜銀行・東日本銀行のほか地銀3行が共同利用する、預金・為替・融資等の業務処理機能などを担う基幹系システム・MEJARでは、お客さまの多様化するニーズやデジタル化の進展に対応するため、2024年からハードウェア等を環境の変化に応じて柔軟に選択可能な「オープン基盤」に移行することを決定しました。これにより、将来の機能拡張にあたって最新技術活用の柔軟性を高めるとともに、運営コストの大幅な低減が可能となります。

また、地銀共同センターとMEJARに参加する地銀18行が立ち上げた「地銀共同センター・MEJAR システム・ワーキンググループ」では、システムコスト削減や運用効率化に向けた検討を開始するなど、さらなるITコスト削減への取り組みを進めております。

営業力強化に向けた投資

渉外活動の高度化や効率化を目的とした営業融資サポートシステムの開発や住宅ローン業務の効率化を目的とした住宅ローン業務支援システムの開発に着手しました。これらのシステムの活用により、業務の生産性を高め、渉外活動に充当する時間を生み出すことで、営業力強化をはかっていきます。

基本方針3 経営基盤の強化

「経営基盤の強化」では、戦略的投資・出資等を活用し、新たな事業領域に挑戦していくとともに、持続的な成長を支える強い組織と人づくりの強化やサステナビリティへの取り組みを積極的に推し進め、健全性維持と資本効率向上を両立した資本政策にも取り組みました。

戦略的投資・出資等を活用した新たな事業領域への挑戦

テレビ東京コミュニケーションズを営業者とする「新商品開発支援事業匿名組合」への出資を通じて、地域企業の商品開発・販路拡大を支援する新たなECサイト「カナコレ」を立ち上げました。また、CVCファンド「Hamagin DG Innovation Fund」を通じて、オルタナティブ資産のデジタルプラットフォームを運営するWealthPark株式会社へ出資するなど、新たな顧客体験価値の提供に向けた取り組みを進めています。

他行連携では、きらぼし銀行との間でストラクチャードファイナンス分野等における業務提携「東京・神奈川ソリューションコネクト」を締結し、大規模かつ多様化した資金調達やソリューションニーズへの対応力を強化しました。

持続的な成長を支える強い組織と人づくり

持続的な成長を支える強い組織と人づくりを進めていくため、研修体系の見直しやキャリアデザイン支援等の人財育成施策を展開し、多様な人財が持てる能力を最大限に発揮しうる環境の整備に取り組みました。

一人ひとりのスキルアップをはかるため、研修内容の強化等に加え、時間や場所を選ばずに学習できる自宅学習システム動画コンテンツ「e-カレッジ」を導入しました。また、マネジメント層の育成として「次世代経営リーダー育成プログラム」を開始しました。

一人ひとりの自律的なキャリアパスの実現に向けた取り組みとして、リスクリング研修の開始や行内公募ポストの拡充に加え、社外兼業や副業等を認める「キャリア・イノベーション支援制度」を新設しました。

サステナビリティへの取り組み

社長をリーダーとする「グループサステナビリティ委員会」のもとで、当社グループが社会とともに持続的に成長するために優先的に取り組むマテリアリティ（優先課題）に沿った施策に取り組みました。自社の脱炭素化に向けた取り組みでは、横浜銀行本店ビルにおいて再生可能エネルギーの利用を開始したほか、横浜銀行の全営業店および事務センターにおける自社契約電力を再生可能エネルギーに切り替えることとしました。このような取り組みにより、当社グループのサステナビリティ長期KPI「カーボンニュートラル」達成時期を当初計画2050年度から2030年度へ大幅に前倒しました。また、サステナビリティへの取り組みを強化するための本部組織を新設しました。

資本政策

市場動向、業績見通しなどを勘案し、資本の状況と成長に向けた投資機会のバランスがとれた株主還元に取り組みました。年間の1株当たり配当金を当初予想から2円増配の18円としたほか、100億円を上限に自己株式の取得を決定した結果、株主の皆さまへの還元の合計額は316億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益の58%となりました。

東日本銀行の企業価値向上に向けた取り組み

「Sunrise Plan ～Next 100～」のもと、東京都区部への経営資源集約、総人員のスリム化や当社グループの本部機能の一元化を軸とした「抜本的な構造改革」を推し進めてきました。「コアビジネスの深化」では、既往先との取引拡大や横浜銀行との連携強化などにより、従来の貸出中心のビジネスモデルからソリューションを軸とした課題解決営業への転換が進み、役務取引等利益が増加しました。また、取引先企業の実態把握や経営改善支援の強化等を軸とした「信用リスク管理の強化」を重点施策に掲げ、債権管理専門担当者の増員や横浜銀行へのトレーニー派遣を通じた人材育成により、審査力・途上与信管理態勢を強化しました。これらの取り組みの結果、当期純利益84億円と3年ぶりの黒字化を達成しました。

今後も課題解決営業を中心とした営業活動によるトップライン向上と、信用リスク管理強化による安定的な利益計上をはかります。

(2021年度の業績)

【当社グループの連結業績等】

当社グループの連結業績につきましては、連結経常収益は、株式等売却益が減少したことなどにより、前年度比47億円減少の2,869億円となりました。連結経常費用は、貸倒引当金繰入額の減少などにより、前年度比456億円減少の2,047億円となりました。その結果、連結経常利益は、前年度比408億円増加の822億円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比285億円増加の538億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、預金が前年度末比1兆306億円増加の19兆459億円、貸出金が前年度末比1兆2,774億円増加の14兆9,971億円となりました。

普通株式等Tier1比率は12.09%、総自己資本比率は13.06%と、リスクアペタイト・フレームワークの活用により、将来のリスクにも備えた十分な資本水準を維持しました。

2021年度は、以下の株主還元方針にもとづき、1株あたり配当金は18円とし、配当性向は40%となりました。株主の皆さまへの還元の合計額は、自己株式の取得100億円とあわせ316億円となり、当期純利益の58%となりました。

<2021年度株主還元方針>

- ・資本の状況、成長投資の機会を勘案し、バランスのとれた株主還元をおこないます。
- ・配当性向35%以上を目標とし、1株あたり配当金の安定的な増加をめざしていきます。
- ・市場動向、業績見通しなどを勘案のうえ、柔軟かつ機動的な自己株式の取得を実施します。

【横浜銀行の業績と主要勘定期末残高】

横浜銀行の業績につきましては、経常収益は、役務取引等収益が増加したことなどにより、前年度比31億円増加の2,180億円となりました。経常費用は、国債等債券償還損の減少などにより、前年度比154億円減少の1,546億円となりました。その結果、経常利益は、前年度比185億円増加の633億円、当期純利益は、前年度比119億円増加の423億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、預金が前年度末比1兆780億円増加の17兆3,184億円、貸出金が前年度末比1兆3,215億円増加の13兆4,543億円となりました。

【東日本銀行の業績と主要勘定期末残高】

東日本銀行の業績につきましては、経常収益は、貸倒引当金戻入益が増加したことなどにより、前年度比68億円増加の350億円となりました。経常費用は、貸倒引当金繰入額の減少などにより、前年度比166億円減少の232億円となりました。その結果、経常利益は、前年度比234億円増加の118億円、当期純利益は、前年度比181億円増加の84億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、預金が前年度末比563億円減少の1兆8,005億円、貸出金が前年度末比421億円減少の1兆6,225億円となりました。

【2行合算の業績と主要勘定期末残高】

横浜銀行、東日本銀行の2行合算業績につきましては、業務粗利益が前年度比206億円増加の2,039億円となり、また、実質業務純益も前年度比248億円増加の813億円となりました。主要勘定の期末残高につきましては、預金が前年度末比1兆217億円増加の19兆1,189億円、貸出金が前年度末比1兆2,794億円増加の15兆769億円となりました。

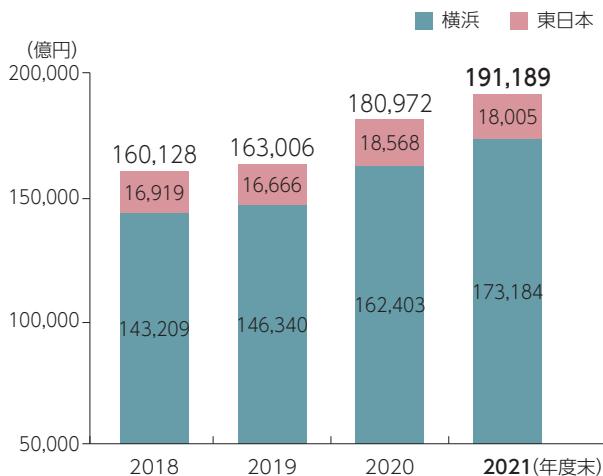
2行合算 業務粗利益の推移



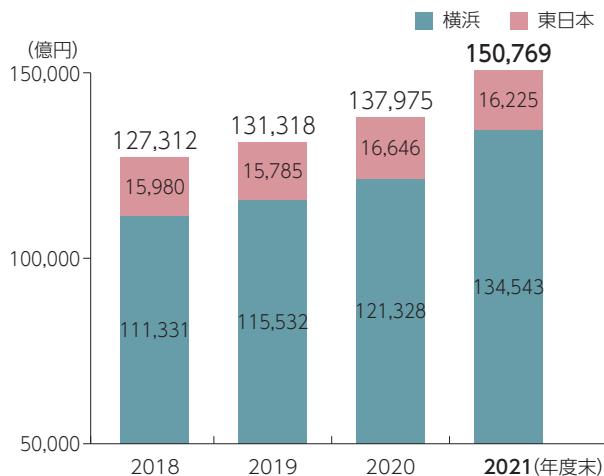
2行合算 実質業務純益の推移



2行合算 預金の推移



2行合算 貸出金の推移



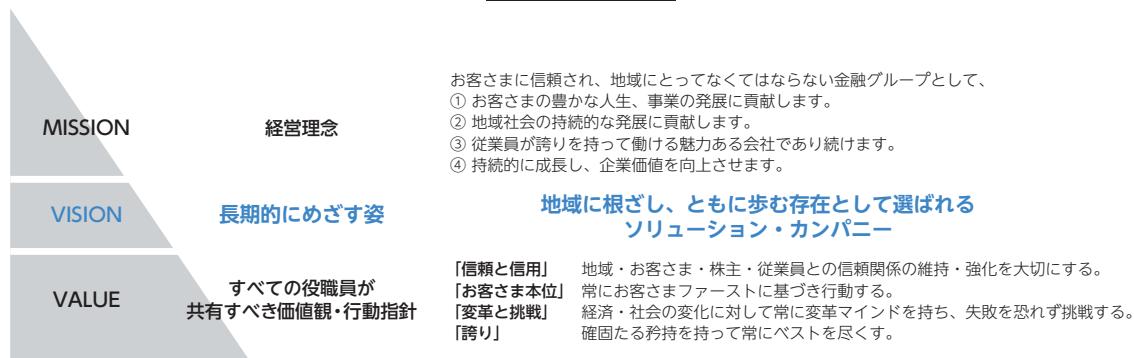
【企業集団の対処すべき課題】

わが国では人口減少・高齢化の進展や低金利の常態化など、依然として厳しい環境が継続していることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ライフスタイルの変化や経済社会のデジタル化の進展、社会・環境課題への意識の高まりや地政学的な変化が加速するなど、これまでに見えない速さで大きく環境変化が進んでいます。こうした環境変化に伴い、お客さま・地域社会のニーズの多様化・高度化が加速度的に進展しています。

当社グループは、地域にとってなくてはならない金融グループであり続けるためには、こうした環境変化に対して自らの変革を加速させるとともに、お客さま・地域の課題解決に向けたソリューションの幅を広げ、質を高めていくことが必要不可欠だと考えています。

こうした環境・課題認識を踏まえ、「長期的にめざす姿」を「地域に根ざし、ともに歩む存在として選ばれるソリューション・カンパニー」にアップデートしたうえで、2022年度からの3年間を計画期間とする、新たな中期経営計画をスタートさせます。

経営理念体系



中期経営計画の位置づけ・基本テーマ

前中期経営計画（2019年度～2021年度）では、伝統的な貸出を中心としたビジネスからソリューションビジネスへの転換に向けた「コアビジネスの深化」や、業務量削減・店舗ネットワークの再構築による「構造改革による生産性向上」など、「変革」を前進させてきました。

中期経営計画は、「長期的にめざす姿」に掲げる「ソリューション・カンパニー」への転換に向けて、前中期経営計画で進めてきた「変革」を加速し、成果を具現化する3年間と位置づけ、3つの基本テーマとして「Growth」、「Change」および「Sustainability」を掲げています。3つの基本テーマのもとで、成長戦略の実行と変革の加速・成果の具現化を相乗的に推し進め、着実な利益成長をめざすとともに、地域社会の課題解決に向けたサステナビリティ経営の確立やガバナンスの高度化に取り組み、経営基盤の強化をはかっていきます。

重点戦略

基本テーマⅠ Growth	
①ソリューションビジネスの深化・拡大	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川・東京という優位性の高いホームマーケットにおけるプレゼンス強化に向けたソリューションビジネスの深掘り・高度化や、従来の枠を超えたファイナンス領域へのアセットアロケーション強化に取り組み、収益基盤の強化・拡大をめざしていきます。 成長地域のアジアを中心に、本部・海外拠点が一体となったソリューションビジネスをボーダーレスに展開していくことで新たな成長機会を追求していきます。
②戦略的投資・提携の活用	<ul style="list-style-type: none"> コアビジネスに近接する領域を中心とした戦略的投資やソリューション機能強化・業務効率化などに資する戦略的提携に積極的に取り組むことで、成長戦略を後押ししていきます。

基本テーマⅡ Change	
③人財ポートフォリオ改革・エンゲージメント向上	<ul style="list-style-type: none"> 構造改革効果の具現化に向けて、人員体制のスリム化とともに営業人員ウェイトを高めていくことにより、組織の生産性向上をはかっていきます。また、ソリューション営業力の強化に向けた人づくりや、IT・デジタル部門等の専門性の高い人づくりを推進し、組織全体としての専門性を高めていきます。 キャリアオーナーシップの浸透や、ダイバーシティ&インクルージョンの推進をとおして、組織にダイナミズムを生み出し、挑戦意欲・成長意欲が高い組織風土への改革を実現させていきます。
④デジタル・トランスフォーメーション (DX)	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客さまに対しては、非対面チャネルの拡充・OMO戦略(オンラインとオフラインの融合)の深化などを推し進め、お客さまの利便性向上やお客さま体験の変革に向けた取り組みを強化していきます。 法人のお客さまに対しては、グループ・リソースの拡充や外部機能の活用等によるソリューション提供力の強化をとおして、お客さまのデジタル化支援を強化していきます。

基本テーマⅢ Sustainability	
⑤持続可能な地域社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 自社契約電力の再生可能エネルギーへの切り替えなどをすすめ、自社の脱炭素化に向けた取り組みを加速させることにより、カーボンニュートラルの達成時期を2030年度までに前倒しさせていきます。また、サステナブルファイナンスをはじめとしたソリューションの拡充をはかり、お客さまの脱炭素支援を強化していきます。 地域金融機関として多様なネットワークを活用した産学官金の連携に向けたイニシアティブを発揮することなどにより、地域ごとに異なる課題の解決に向けた取り組みを強化し、地域社会の活性化を推進していきます。
⑥ガバナンスの高度化	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な地域社会の実現に貢献するべく、サステナビリティ経営の確立をはかるとともに、これを支える実効性の高いガバナンス態勢の構築に継続して取り組むことにより、経営基盤の強化をはかっていきます。 非財務情報の開示や戦略的なIR (インベスター・リレーションズ) などを通じて、ステークホルダーとの対話の充実をはかり、企業価値向上をめざしていきます。

目標指標

「収益性」「効率性」「健全性」の観点から以下の3つの目標指標を設定します。着実な利益成長と効率的な資本運営により「収益性」を追求するとともに、構造改革効果の具現化により「効率性」を追求していきます。また、バーゼルⅢ最終化を見据えた適正な資本水準を確保し、「健全性」の維持に努めていきます。

目標指標（連結）		2024年度目標 （最終年度）	長期的にめざすレベル
収益性	ROE ^(※1)	6.0%程度	7.0%程度
効率性	OHR ^(※2)	50%台前半	50%程度
健全性	普通株式等Tier1比率 ^(※3、4)	11%台半ば	11%台半ば

※1：ROE（連結）＝親会社株主に帰属する当期純利益÷株主資本（期首・期末平均残高）

※2：OHR（連結）＝経費÷業務粗利益

※3：普通株式等Tier1比率＝普通株式等Tier1÷リスクアセット

※4：バーゼルⅢ最終化、完全実施ベース（その他有価証券評価差額金を除く）

資本政策・株主還元方針

「持続的な成長に向けた資本活用」「株主還元の強化」「十分な資本水準の確保」の観点からバランスのとれた資本運営を実施するとともに、1株当たり配当金を引き下げない累進的な配当を基本とし、配当性向は40%程度を目安とします。また、市場動向や業績見通しなどを勘案のうえ、柔軟かつ機動的な自己株式の取得を実施します。

株主の皆さまには、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	306,494	306,236	291,729	286,979
経常利益	80,373	71,354	41,405	82,257
親会社株主に帰属する 当期純利益	54,285	46,536	25,326	53,881
包括利益	35,802	△24,211	74,754	30,160
純資産額	1,160,147	1,103,972	1,159,099	1,164,626
総資産	18,947,097	18,927,937	21,577,398	24,060,792

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
営業収益	33,186	29,169	24,815	20,802
受取配当額	31,439	27,584	23,368	19,393
銀行業を営む子会社	31,439	27,584	23,368	19,393
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	31,486	27,643	23,411	19,394
1株当たり当期純利益	円 銭 25 21	円 銭 22 79	円 銭 19 40	円 銭 16 08
総資産	977,235	993,328	1,017,466	1,000,166
銀行業を営む子会社株式等	879,639	879,639	879,639	879,639
その他の子会社株式等	—	—	—	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

使用人数	当年度末	
	銀行業務	その他の業務
	5,255人	570人

- (注) 1. 使用人数は、就業者数を記載しております。
2. 使用人数は、海外の現地採用者を含み、嘱託および臨時従業員を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

【株式会社横浜銀行】

① 営業所等

	当年度末		主要な営業所
	店	うち出張所	
神奈川県	176	4	本店営業部ほか
東京都	25	—	東京支店ほか
群馬県	3	—	桐生支店ほか
大阪府	1	—	大阪支店
愛知県	1	—	名古屋支店
国内計	206	4	
アジア	2	—	上海支店ほか
海外計	2	—	
合 計	208	4	

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を3か所、内部事務等をおこなう施設を1か所設置しております。
2. 該当がない場合、「—」で表示しております。

② 株式会社横浜銀行が営む銀行代理業者等の状況

開始年月日	所属金融機関の商号又は名称
2021年2月15日	株式会社 東日本銀行

【株式会社東日本銀行】

① 営業所等

			当 年 度 末		主要な営業所
			店	うち出張所	
東	京	都	60	5	本店営業部ほか
茨	城	県	12	—	水戸支店ほか
神	奈	川	8	—	横浜支店ほか
埼	玉	県	5	1	草加支店ほか
千	葉	県	4	—	柏支店ほか
栃	木	県	1	—	宇都宮支店
合		計	90	6	

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において内部事務等をおこなう施設を4か所設置しております。
 2. 上記のうち、インターネット支店を東京都に含んでおります。
 3. 該当がない場合、「—」で表示しております。

② 当年度新設営業所等

営 業 所 名	所 在 地
中板橋支店和光出張所	埼玉県和光市丸山台一丁目10番1号
蒲田支店矢口出張所	東京都大田区多摩川一丁目7番6号
府中支店拝島出張所	東京都福生市大字熊川1708番地1
渋谷支店東北沢出張所	東京都世田谷区北沢三丁目1番10号

③ 株式会社東日本銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社横浜銀行	横浜銀行 鎌倉支店 神奈川県鎌倉市小町一丁目6番21号	普通銀行

ロ. その他の事業

浜銀ＴＴ証券株式会社	: 本社（横浜市）、本店営業部（ほか）
浜銀ファイナンス株式会社	: 本社（横浜市）、県央リース営業部（ほか）
横浜キャピタル株式会社	: 本社（横浜市）
株式会社浜銀総合研究所	: 本社（横浜市）
横浜信用保証株式会社	: 本社（横浜市）
東日本保証サービス株式会社	: 本社（東京都台東区）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業務	その他の業務	合計
設備投資の総額	15,398	411	15,810

- (注) 1. 単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記投資金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

ロ. 重要な設備の新設、改修等

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資金額 (百万円)
銀行業務	株式会社 横浜銀行	本店	神奈川県横浜市	改修ほか	空調・ エレベーター等	2,901
		事務センタービル	神奈川県横浜市	改修ほか	空調等	1,746
		営業店他	神奈川県他	更改	営業店 システムサーバ	1,016
	株式会社 東日本銀行	神田東日本ビル	東京都千代田区	購入	土地・建物	2,093

- (注) 1. 単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記投資金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

ハ. 重要な設備の除却、売却等

該当ございません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ございません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	銀行業務	215,628百万円	100.00%	—
株式会社東日本銀行	東京都中央区日本橋三丁目11番2号	銀行業務	38,300百万円	100.00%	—
株式会社はまぎん ビジネスチャレンジド	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	事務代行業務	30百万円	100.00% (100.00)%	—
株式会社バンクカードサービス	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	事務代行業務	200百万円	81.62% (81.62)%	—
浜銀T T証券 株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	証券業務	3,307百万円	60.00% (60.00)%	—
浜銀ファイナンス 株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	リース業務	200百万円	100.00% (100.00)%	—
横浜信用保証 株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	保証業務	50百万円	100.00% (100.00)%	—
横浜キャピタル 株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	ベンチャーキャピタル業務	300百万円	100.00% (100.00)%	—
株式会社浜銀総合 研究所	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	情報サービス・調査業務	100百万円	100.00% (100.00)%	—
スカイオーシャン・ アセットマネジメント 株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	証券投資信託委託業務	300百万円	34.00% (34.00)%	—
東日本ビジネス サービス株式会社	東京都中央区日本橋三丁目11番2号	事務代行業務	10百万円	100.00% (100.00)%	—
東日本保証サービス 株式会社	東京都台東区台東四丁目29番12号	保証業務	30百万円	100.00% (100.00)%	—
東日本銀ジェーシー ビーカード株式会社	東京都台東区台東四丁目29番12号	クレジットカード業務	30百万円	90.00% (90.00)%	—

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
りそなブルダニア銀行 [PT Bank Resona Perdania]	5th & 6th Floor, Menara Mulia, Jl. Jenderal Gatot Subroto, Kav. 9-11, South Jakarta, 12930, Jakarta, Indonesia	銀行業務	4,050億 インドネシアルピア [3,442百万円]	30.00% (30.00)%	—
ストームハーバー 証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目 12番32号	証券業務	390百万円	49.90%	—

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 資本金の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()内は間接議決権比率であります。
4. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
5. スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社、りそなブルダニア銀行、ストームハーバー証券株式会社は、当社の持分法適用関連会社であります。

ハ. 重要な業務提携の概況

- ① 株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行は、株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行および株式会社七十七銀行との間で、システム共同利用をおこなっております。
- ② 株式会社横浜銀行は、株式会社千葉銀行との間で、「業務提携に関する基本合意書」(千葉・横浜パートナーシップ)を締結し、営業部門を中心にさまざまな連携をおこなっております。
- ③ 株式会社横浜銀行は、株式会社きらぼし銀行との間で、「業務提携に関する基本合意書」(東京・神奈川ソリューションコネクト)を締結し、法人部門を中心にさまざまな連携をおこなっております。

(7) 主要な借入先

該当ございません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
大 矢 恭 好	代 表 取 締 役 社 長	株式会社横浜銀行 代表取締役頭取	(注1)
大 石 慶 之	代 表 取 締 役	株式会社東日本銀行 代表取締役頭取	
小 峰 直	取 締 役	株式会社横浜銀行 代表取締役常務執行役員	
鈴 木 嘉 明	取 締 役 経営企画部・ICT統括部担当	株式会社横浜銀行 取締役常務執行役員	
秋 吉 満	取 締 役（社外役員）	みずほ丸紅リース株式会社 代表取締役社長 株式会社INPEX 社外監査役	(注2) (注3)
山 田 能 伸	取 締 役（社外役員）		(注2)
依 田 真 美	取 締 役（社外役員）	相模女子大学学芸学部英語文化コミュニケーション学科 准教授 相模女子大学大学院社会起業研究科 准教授	(注2) (注4) (注5)
前 原 和 弘	常 勤 監 査 役		
原 光 宏	監 査 役	株式会社横浜銀行 常勤監査役 株式会社さいか屋 監査役	
橋 本 圭 一 郎	監 査 役（社外役員）	株式会社ファンケル 社外取締役 前田道路株式会社 社外取締役 インフロニア・ホールディングス株式会社 社外取締役	(注2)
房 村 精 一	監 査 役（社外役員）	弁護士 日本化薬株式会社 社外取締役	(注2)
野 口 真 有 美	監 査 役（社外役員）	野口公認会計士事務所 所長 独立行政法人国立公文書館 監事 日本フェンオール株式会社 社外取締役	(注2) (注6)

- (注) 1. 大矢恭好氏は、2022年3月31日をもって、株式会社横浜銀行代表取締役頭取を退任しております。
 2. 取締役秋吉満氏、取締役山田能伸氏、取締役依田真美氏、監査役橋本圭一郎氏、監査役房村精一氏および監査役野口真有美氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
 3. 取締役秋吉満氏は、2022年3月31日をもって、みずほ丸紅リース株式会社の代表取締役社長を退任し、2022年4月1日付で同社の顧問（非常勤）に就任しております。
 4. 取締役依田真美氏は、2022年4月1日付で相模女子大学学芸学部英語文化コミュニケーション学科の教授および相模女子大学大学院社会起業研究科の教授に就任しております。
 5. 取締役依田真美氏の戸籍上の氏名は、深沢真美であります。
 6. 監査役野口真有美氏は、公認会計士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度中に退任した会社役員

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
前川洋二	常勤監査役		2021年6月22日辞任
緒方瑞穂	監査役（社外役員）	株式会社緒方不動産鑑定事務所	2021年6月22日辞任

（注）地位および担当と重要な兼職は退任時点のものであります。

（参考）

当社は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員の氏名、地位および子会社での地位は次のとおりであります。

（年度末現在）

氏名	地位及び子会社での地位	その他
牧野圭吾	執行役員 株式会社横浜銀行 取締役執行役員	
栗野裕	執行役員 株式会社横浜銀行 常務執行役員	（注1）
小柴裕太郎	執行役員 株式会社横浜銀行 常務執行役員	（注2）
片岡達也	執行役員 株式会社東日本銀行 取締役	（注3）
小貫利彦	執行役員 株式会社横浜銀行 執行役員 株式会社東日本銀行 執行役員	
田中光好	執行役員 株式会社東日本銀行 取締役	（注4）

- （注）1. 栗野裕氏は、2022年3月31日をもって、当社の執行役員および株式会社横浜銀行の常務執行役員を退任しております。
 2. 小柴裕太郎氏は、2022年4月1日付で株式会社横浜銀行の取締役常務執行役員に就任しております。
 3. 片岡達也氏は、2022年3月31日をもって、株式会社東日本銀行の取締役に退任し、4月1日付で株式会社横浜銀行の代表取締役頭取に就任しております。
 4. 田中光好氏は、2022年3月31日をもって、当社の執行役員および株式会社東日本銀行の取締役に退任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社は、取締役会決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下、「本方針」という。）を定めており、その内容の概要は以下のとおりです。なお、本方針の決定にあたっては、社外取締役のみで構成する報酬・人事委員会の審議を経ております。

①基本方針

- ・取締役の報酬等は、当社グループの持続的な成長の促進および中長期的な企業価値の向上をはかるうえで、適切なインセンティブとして機能する報酬体系とします。
- ・報酬体系は過度なリスクテイクを抑制しつつ、短期のみならず中長期的な企業価値向上および株主価値向上に資するものとします。
- ・報酬構成、報酬構成割合、報酬水準については、外部調査機関による役員報酬データや客観的な調査データ等をもとに、当社の業績・業態と類似する企業群等をベンチマークとして、定期的に比較・検証をおこない決定します。

②報酬構成および内容

[取締役（社外取締役を除く）]

A. 報酬構成

- ・「基本報酬」、「短期業績連動報酬」、「株式報酬」の構成としております。
- ・「基本報酬」の額、「短期業績連動報酬」および「株式報酬」の標準額については、役位別にその金額を定め、各報酬の構成割合は「基本報酬」66%、「短期業績連動報酬」17%、「株式報酬」17%としております（短期業績連動報酬および株式報酬が標準額支給の場合）。

B. 各報酬等の内容

(a) 基本報酬

- ・「基本報酬」は、役割や責任に応じて月次で金銭を支給いたします。

(b) 短期業績連動報酬

- ・「短期業績連動報酬」は、単年度の会社の業績および個人の業務上の成果にもとづく評価に応じて年次で金銭を支給いたします。

- ・会社の業績を評価する指標は、本業の収益力を示す「株式会社横浜銀行と株式会社東日本銀行との合算（以下、「2行合算」という。）の実質業務純益」および最終的な経営成績である「親会社株主に帰属する当期純利益」とし、競合他社との業績比較等を踏まえ、会社業績の結果に応じて役位別の基準額を決定いたします。役位別の基準額は、役位別の標準額を100とした場合、0%～150%の範囲で変動いたします。
- ・個人の業務上の成果については、期初に設定する目標（担当部門の予算達成・各施策の展開状況・リスク管理体制の整備など、担当部門等にもとづき個人別に5項目程度を設定）に対する達成度等を踏まえ評価し、役位別の基準額を100とした場合、個人の評価結果に応じて支給額は70%～130%の範囲で変動いたします。なお、最終的な会社業績および個人の業務上の成果にもとづく評価は、報酬・人事委員会の審議を経たうえで決定いたします。

<会社業績> 目標指標の達成状況等にもとづき決定 (0%～150%の範囲)	×	<個人業績> 個人の業務上の成果にもとづき決定 (70%～130%の範囲)	=	短期業績連動報酬
---------------------------------------------	---	---------------------------------------------	---	----------

(c) 株式報酬

- ・「株式報酬」は、信託を活用し当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を交付および給付（以下、「交付等」という。）いたします。信託は、以下のとおり、「信託Ⅰ」および「信託Ⅱ」の2種類を設定しております。

(ア) 信託Ⅰ

- ・役位別の標準額に相当する当社株式等を、各役員の退任時に交付等をおこないます。

(イ) 信託Ⅱ

- ・役位別の標準額に、業績連動係数を反映した額に相当する当社株式等を、中期経営計画終了時に交付等をおこないます。
- ・業績連動係数は、中期経営計画の業績目標の達成度に応じて75%～200%の範囲内で変動いたします。中期経営計画の業績目標の達成度を評価する指標は、中期経営計画の目標達成へのインセンティブを高めるため、中期経営計画（2019～2021年度）における目標指標であ

る以下の4項目としております。なお、最終的な業績連動係数は、非財務指標や定性事項を踏まえ、報酬・人事委員会の審議を経たうえで決定いたします。

(目標指標)

- ・業務粗利益RORA（連結）：中期経営計画における目標達成状況
- ・OHR（連結）：中期経営計画における目標達成状況
- ・ROE（連結、株主資本ベース）：中期経営計画における目標達成状況
- ・普通株式等Tier1比率（連結）：中期経営計画における目標達成状況

[社外取締役]

A. 報酬構成

- ・業務執行の監督をおこなう役割を踏まえ、業績連動性のある報酬制度とはせず、「基本報酬」のみとしております。

B. 報酬の内容

- ・「基本報酬」は、役割や責任に応じて月次で金銭を支給いたします。

□. 監査役の報酬の内容

監査役の報酬の内容は、監査役協議により決定しており、その内容は以下のとおりです。

①報酬構成

- ・監査役の中立性および独立性を確保する観点から、業績連動性のある報酬制度とはせず、「基本報酬」のみとしております。

②報酬の内容

- ・「基本報酬」は、役割や責任に応じて月次で金銭を支給いたします。

八. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容の決定については、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価をおこなうことができる代表取締役社長が適任者であることから、株主総会の決議により決定した限度額等の範囲内で、取締役会決議により、代表取締役社長大矢恭好に一任しております。なお、当該権限の行使にあたっては、報酬・人事委員会の審議を経ることとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等の内容が決定されていることから、取締役会はその内容が本方針に沿うものであると判断しております。

二. 株主総会の決議年月日及び当該決議の内容等

取締役の報酬等のうち金銭報酬である「基本報酬」および「短期業績連動報酬」は年額430百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）、監査役の報酬等は年額120百万円以内として、それぞれ2017年6月20日開催の株主総会にてご承認をいただいております。当該株主総会終了時点の取締役は7名（うち社外取締役3名）、監査役は5名です。また、金銭報酬とは別枠として、社外取締役を除く取締役の「株式報酬」は当社と委任契約を締結している執行役員を含め3事業年度を対象に、当社が拠出する金銭の上限を合計414百万円（信託Ⅰが160百万円、信託Ⅱが254百万円）、当社が1事業年度に付与するポイント数（当社株式数）の上限を373,700ポイント（信託Ⅰが145,200ポイント、信託Ⅱが228,500ポイント）として、2017年6月20日開催の株主総会にてご承認をいただいております。当該株主総会終了時点の本制度の対象となる取締役は4名、当社と委任契約を締結している執行役員は3名です。

ホ. 2021年度における会社役員に対する報酬等の総額

(単位：人、百万円)

区分	支給人数	報酬等の 総額	報酬等種類別の総額			
			現金報酬		株式報酬	
			基本報酬 (固定)	短期業績 連動報酬	信託Ⅰ (非業績連動)	信託Ⅱ (業績連動)
取締役	7	152	114	16	11	11
監査役	7	69	69	—	—	—
計	14	222	183	16	11	11

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 後記「社外役員に対する報酬等」を含めた金額を記載しております。
 3. 取締役・監査役の支給人数・報酬等には、2021年6月22日に退任した監査役2名が含まれております。
 4. 短期業績連動報酬は、当事業年度中に会計上費用計上された金額を記載しております。
 5. 当社は信託を活用した株式報酬を導入しております。株式報酬には、当該制度にもとづき当該事業年度に付与された株式交付ポイントに関する費用を記載しております。
 6. 業績連動報酬にかかる各指標の目標および実績は以下に記載しております。

【短期業績連動報酬】

2021年度中に支給された短期業績連動報酬にかかる2020年度の指標の目標および実績、ならびに2021年度の短期業績連動報酬における指標の目標および実績は以下のとおりです。

指標	2020年度		2021年度	
	目標	実績	目標	実績
2行合算の実質業務純益	717億円	564億円	790億円	813億円
親会社株主に帰属する 当期純利益	400億円	253億円	450億円	538億円

【株式報酬（信託Ⅱ部分）】

業績連動報酬である「株式報酬（信託Ⅱ部分）」の中期経営計画（2019～2021年度）における各指標の目標は以下のとおりです。なお、当該指標の目標数値は、中期経営計画の最終年度である2021年度の数値としております。

指標	目標（2021年度）	実績（2021年度）
業務粗利益RORA（連結）	2%台半ば	2.4%
OHR（連結）	60%程度	59.2%
ROE（連結）※	5%台半ば	4.9%
普通株式等Tier1比率（連結）	12%程度	12.09%

※株主資本（期首・期末平均残高）ベース

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
秋吉 満	会社法第423条第1項の責任について、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
山田 能伸	
依田 真美	
前原 和弘	
原 光宏	
橋本 圭一郎	
房村 精一	
野口 真有美	

(4) 補償契約

該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間において、当社ならびに当社子会社である株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料については全額会社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者がおこなった行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用等が補償されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながらおこなった行為に対する損害等は補償対象外としております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
秋吉 満	みずほ丸紅リース株式会社 代表取締役社長 株式会社INPEX 社外監査役
依田 真美	相模女子大学学芸学部英語文化コミュニケーション学科 准教授 相模女子大学大学院社会起業研究科 准教授
橋本 圭一郎	株式会社ファンケル 社外取締役 前田道路株式会社 社外取締役 インフロニア・ホールディングス株式会社 社外取締役
房村 精一	弁護士 日本化薬株式会社 社外取締役
野口 真有美	野口公認会計士事務所 所長 独立行政法人国立公文書館 監事 日本フェンオール株式会社 社外取締役

- (注) 1. 社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当社との間には、開示すべき関係はありません。
2. 社外取締役秋吉満氏は、2022年3月31日をもって、みずほ丸紅リース株式会社の代表取締役社長を退任し、2022年4月1日付で同社の顧問（非常勤）に就任しております。
3. 社外取締役依田真美氏は、2022年4月1日付で相模女子大学学芸学部英語文化コミュニケーション学科の教授および相模女子大学大学院社会起業研究科の教授に就任しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
秋吉 満	2年9か月	当期開催の取締役会14回すべてに出席しております。	必要に応じ、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。また、上記のほか、当社役員の報酬・人事等に関する事項を審議する報酬・人事委員会の委員として、当期開催の委員会のすべてに出席することなどにより、独立した客観的な立場から意見・提言をおこなうなど、経営陣の監督に務めております。
山田 能伸	1年9か月	当期開催の取締役会14回すべてに出席しております。	必要に応じ、金融の専門家としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。また、上記のほか、当社役員の報酬・人事等に関する事項を審議する報酬・人事委員会の委員として、取締役就任後に開催された委員会のすべてに出席することなどにより、独立した客観的な立場から意見・提言をおこなうなど、経営陣の監督に務めております。
依田 真美	1年9か月	当期開催の取締役会14回すべてに出席しております。	必要に応じ、経営学の専門家としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。また、上記のほか、当社役員の報酬・人事等に関する事項を審議する報酬・人事委員会の委員として、取締役就任後に開催された委員会のすべてに出席することなどにより、独立した客観的な立場から意見・提言をおこなうなど、経営陣の監督に務めております。
橋本 圭一郎	6年	当期開催の取締役会14回すべてに、また監査役会13回すべてに出席しております。	必要に応じ、銀行の幹部職や企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。
房村 精一	1年9か月	当期開催の取締役会14回すべてに、また監査役会13回すべてに出席しております。	必要に応じ、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。
野口 真有美	9か月	監査役就任後に開催された取締役会11回すべてに、また監査役会10回すべてに出席しております。	必要に応じ、財務・会計の専門家としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：人、百万円)

区分	支給人数	報酬等の 総額	報酬等種類別の総額			当社子会社からの 報酬等
			基本報酬 (固定)	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
社外役員	7	64	64	—	—	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 社外役員に対する当社および当社子会社からの報酬等は基本報酬のみであります。
 3. 上記支給人数・報酬等には、2021年6月22日に退任した監査役1名が含まれております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	3,000,000千株
	発行済株式の総数	普通株式	1,209,616千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 37,255名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	183,879	15.29
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	67,614	5.62
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RESILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	63,962	5.31
明治安田生命保険相互会社	37,576	3.12
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 明治安田生命保険口再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	36,494	3.03
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	32,774	2.72
日本生命保険相互会社	24,578	2.04
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	21,151	1.75
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	19,009	1.58
第一生命保険株式会社	18,365	1.52

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数(7,206千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当ございません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人 トーマツ	14	(会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をおこないました。 (会計監査人が対価を得ておこなう非監査業務の内容) 自己資本比率規制への対応に関する助言業務等
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 濱原 啓 之		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 百瀬 和 政		

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しており、その他欄に記載した会計監査人がおこなう非監査業務の対価は含まれておりません。
3. 当社、子会社および子法人等が会計監査人である監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は199百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

該当ございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、会社法の規定にもとづき、監査役全員の同意による解任（1.の場合に限ります。）または解任もしくは不再任に関する株主総会の議案の内容の決定を検討し、解任または不再任が妥当と判断した場合には、解任またはこれらの議案の内容の決定をおこないます。

1. 会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると判断される場合
2. 会社法、公認会計士法等の法令に違反する行為があったと認められる場合
3. 会計監査人としての独立性、監査の品質、その他総合的な監査能力等の観点から、監査を適切に遂行することが困難と判断される場合

ロ. 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、当社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査をおこなっている事実

該当ございません。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ございません。

7 業務の適正を確保する体制

当社は、当社グループが法令・定款に適合し、かつ、適正に業務を遂行するために、以下のとおり内部統制システムを構築・運用するとともに、継続的な評価および必要な改善措置を講じることにより、実効性向上に努めています。

(内部統制システム構築の基本方針の概要)

内部統制システム構築の基本方針の制定、改定は取締役会で決議しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、当社グループのコンプライアンス基本方針等を定めた「コンプライアンス基本規程」を制定し、当社グループの全役職員に顧客保護、個人情報保護、反社会的勢力との関係遮断、マネー・ロンダリング防止等を含めた法令等遵守を徹底します。
- ロ. 取締役会は、「コンプライアンス会議（経営会議）」を設置し、当社グループのコンプライアンス実現のための具体的な実践計画として、基本方針に則した年度ごとの「コンプライアンスプログラム」を制定するとともに、当社グループ全体のコンプライアンスプログラムの進捗状況や、コンプライアンスの状況についてモニタリングを踏まえた管理・指導をおこなうことで実効性を高めま
- す。
- ハ. 取締役会は、当社グループのコンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関する業務をグループ一元的に管理・指導します。
- ニ. 取締役会は、コンプライアンス上問題のある事項について、当社グループの全役職員が当社のコンプライアンス統括部署へ直接報告できる体制を整備し、報告を受けた場合、コンプライアンス統括部署は、速やかに改善指導をおこなうとともに是正・改善措置を講じます。
- ホ. 取締役会は、当社グループから独立した立場にある社外取締役を複数選任することにより、社外の視点による監督機能の維持・向上をはかります。
- ヘ. 取締役会は、執行部門から独立した組織として監査部を設置し、監査部は、コンプライアンス態勢等の有効性および適切性について内部監査をおこないます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、規程にもとづき各会議の議事録およびその他の文書等を保存・管理します。また、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、「リスク管理の基本規程」を中心としたリスク管理関連規程を体系的に整備するとともに、当社グループ全体のリスク統括部署やリスクの種類ごとにリスク管理部署を定めることにより、当社グループ内のリスクの伝播や集中等を含めたリスク管理を適切におこなう態勢を構築します。
 - ロ. 取締役会は、収益・リスク・資本のバランスを考慮しつつ、経営として進んで受け入れるリスクの種類と量を明確化し、モニタリングする手法としてリスクアペタイト・フレームワークを定め、リスク管理全般に関するガバナンスの充実およびリスクカルチャーの醸成をはかります。
 - ハ. 取締役会および経営会議等は、当社グループのリスク管理を健全かつ効果的に実施するとともに、当社グループの戦略目標や外部環境の変化等を踏まえてリスク管理の方針・手続きを定期的かつ継続的に見直します。また、経営会議として設置する「ALM・リスク管理会議」は、当社グループが抱える各種リスクをグループ共通の枠組みで把握するとともに、把握したリスクを子会社の業務執行や管理態勢の整備等に活用することで、リスク管理の実効性を高めます。
- 二. 監査部は、リスク管理態勢等の有効性および適切性について内部監査をおこないます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

取締役会は、以下の体制を構築することにより、取締役の職務の執行の効率化をはかります。

- ① 代表取締役・取締役等によって構成される経営会議の設置
- ② 職務の権限に関する規程の制定による委任の範囲の明確化
- ③ 取締役会による経営方針および経営計画の策定
- ④ 取締役会および経営会議における業績および主要事項の進捗などの適切なグループ経営管理

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

取締役会は、当社グループの財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定します。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 取締役会は、当社グループの経営管理に関する基本規程および協議・報告に関する規程を定め、当社と子会社の役割および権限を明確化することにより、当社グループの業務の適切性と効率性を確保します。
- ロ. 取締役会は、当社グループにおける経営資源配分の最適化をはかり、子会社のリスク管理、コンプライアンス等の態勢を整備します。
- ハ. 監査部は、当社グループの内部監査を統括し、当社グループの内部監査結果を当社の取締役および監査役に報告します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役室を設置し、専属の職員を配置し、監査役の監査業務を補助させます。
- ロ. 監査役室に属する職員の人事異動、人財評価等について、監査役へ事前に報告し、監査役は意見を付すことができるものとします。
- ハ. 監査役室に属する職員は、監査役の指示に従ってその職務を遂行します。

(8) 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が監査役会または監査役に報告するための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役および使用人が、当社グループにおいて、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為がなされている事実または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したとき、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が、当該会社においてそれらの事実があることを発見したときは、それらの者は、当該事実を直接あるいは間接的に当社の監査役会または監査役に報告します。
- ロ. 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、その業務の執行状況等について、当社の監査役会または監査役に対して適切に報告します。
- ハ. 当社グループは、当社の監査役会または監査役への報告者に対して、いかなる不利益な取扱いもおこないません。

(9) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- イ. 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議等の会議および委員会に出席することができるものとします。
- ロ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、当社グループが対処すべき課題、取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をおこなうほか、会計監査人とも同様に積極的な意見交換をおこないます。
- ハ. 監査役は、会計監査人、監査部および子会社の監査役等と緊密に連携するとともに、当社グループの役職員と定期的に会合を持つことにより、実効的な監査をおこないます。
- ニ. 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断した場合には、監査部に対し、必要な調査の実施、報告等を指示することができるものとします。
- ホ. 監査役会は、内部監査基本計画および監査部長の任免について、事前に同意決議をおこないます。
- ヘ. 監査役は、監査部長の人財評価等について、事前に報告を受け、意見を付すことができるものとします。
- ト. 当社は、会社法第388条の定めに従い、監査役の請求にもとづき、必要な監査費用を支払います。

(内部統制システムの運用状況の概要)

当社は、当社グループの内部統制の態勢整備およびその運用状況を原則として年に1回、定期的に検証し、必要に応じて見直しをおこなっています。当事業年度は、2022年3月の取締役会において、検証をおこないません。

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する体制

- イ. コンプライアンス会議（経営会議）において2021年度コンプライアンスプログラムを制定し、役職員はその実践に努めました。
- ロ. 問題事例の再発防止や法令等違反の未然防止等に向けて、コンプライアンス会議（経営会議）を、原則として3か月に1回開催しております。当事業年度は、4回開催し、協議等をおこないません。
- ハ. 当社グループの役職員等からコンプライアンス統括部署等への内部通報制度であるコンプライアンスホットラインを適切に運用し、問題事例等の通報に対して、コンプライアンス統括部署が是正・改善のために速やかに対応しました。
- ニ. 内部通報制度の実効性を高めることによってコンプライアンス経営をより一層推進するため、指定登録機関の審査を受け、消費者庁所管の内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）を更新しました。

(2) リスク管理体制

- イ. 取締役会において制定した「リスク管理の基本規程」および各種リスク管理に関する基本規程をはじめとするリスク管理関連規程にもとづき、有効なリスク管理に努めました。
- ロ. 取締役会および経営会議は、各種リスクの水準や管理状況について定期的に報告を受け、各種リスクを適切に管理するうえで必要な決議を適時におこないません。
- ハ. 収益・リスク・資本のバランスを考慮しつつ、経営として進んで受け入れるリスクの種類と量を明確化し、モニタリングする手法としてリスクアペタイト・フレームワークを活用し、リスク管理全般に関するガバナンスの充実およびリスクカルチャーの醸成をはかりました。

(3) 取締役の職務執行の効率性確保および情報の保存・管理に関する体制

- イ. 取締役会は、取締役会の運営、経営会議の設置・運営および決裁権限に関する規程を定めています。また、当社の職制および業務分掌に関する規程は、経営会議等において定めています。
- ロ. 取締役会は、2019年度から2021年度までの3年間を対象期間とする中期経営計画のもとで、グループ経営方針やグループ総合予算を決定しました。また、取締役会および経営会議は、担当部署

からの定期的な報告等にもとづき、グループ経営方針やグループ総合予算に照らした業績その他主要事項の進捗管理、経営管理をおこないました。

ハ. 取締役会、経営会議等の議事録および取締役の職務の執行に係るその他の文書等は、関連規程に従い、適切に保存・管理しています。

(4) 財務報告の適正性確保に関する体制

取締役会において制定した「財務報告に係る内部統制基本規程」にもとづき、独立的評価部署であるリスク統括部が財務報告に関する内部統制の有効性を定期的に評価し、取締役会に報告しています。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 取締役会において制定した「グループ経営管理規程」にもとづき、取締役会は、子会社にて発生したグループ全体に大きな影響を及ぼす事項や内部統制上必要な事項等について、協議・決議等をおこないました。

ロ. ALM・リスク管理会議を原則として毎月開催し、当社グループ内会社の業務実績やリスク管理の状況等について報告を受けるとともに、リスク管理をはじめとする内部管理態勢に関する方針協議等をおこないました。また、グループ営業戦略会議（経営会議）を原則として毎月開催し、当社グループ内会社の業務実績や各種経営目標の進捗状況について報告を受けるとともに、営業戦略に関する方針協議等をおこないました。

ハ. 当社の監査部は、当社グループの業務運営の適正を確保する観点から、監査役室を除く当社のすべての部署・業務に加え、当社グループ内会社を対象に監査を実施したほか、当社グループの内部監査を統括し、取締役会等に内部監査結果を定期的に報告しています。

(6) 監査役監査の実効性確保に関する体制

イ. 執行部門から独立した組織として監査役室を設置し、監査役の指示に従って監査役および監査役会を補佐する専任担当者を配置しています。

ロ. 当社の取締役および使用人ならびにグループ内会社の取締役、監査役および使用人が直接あるいは間接的に当社の監査役会または監査役に対して必要な報告をおこなうことについては、周知徹底しています。

ハ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち経営方針の確認と当社グループの課題等に関する意見の交換を実施しました。また、監査役は、当社および子会社の役職員、当社の会計監査人等との間で、定期的に会合をもつことや随時報告・説明を求めること等を通じて、情報の収集や意見の交換を実施しました。

ニ. 監査役会は、内部監査基本計画等について事前に同意決議をおこないました。

ホ. 監査役は、監査部長の人財評価等について事前に報告を受け、内容の審議をおこないました。

8 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい 三丁目1番1号	829,491百万円	1,000,166百万円

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

10 会計参与に関する事項

該当ございません。

11 その他

(会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針)

当社は、利益水準や資本配分の状況に応じた柔軟な還元をおこなうため、中期経営計画期間中(計画期間2022年度から2024年度)の株主還元方針を以下のとおり定めております。

<中期経営計画期間中の株主還元方針>

- ・累進的な配当を基本とし、配当性向は40%程度を目安とする。
- ・市場動向、業績見通しなどを勘案のうえ、柔軟かつ機動的な自己株式の取得を実施する。

連結計算書類

第6期末(2022年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	5,637,213	預金	19,045,992
コールローン及び買入手形	119,366	譲渡性預金	309,470
買入金銭債権	26,930	コールマネー及び売渡手形	856,869
特定取引資産	4,908	売現先勘定	10,915
有価証券	2,718,311	債券貸借取引受入担保金	64,530
貸出金	14,997,171	特定取引負債	33
外国為替	27,200	借入金	2,217,421
リース債権及びリース投資資産	71,841	外国為替	462
その他資産	232,855	社債	80,000
有形固定資産	167,834	信託勘定借	26,152
建物	61,443	その他負債	217,576
土地	94,658	賞与引当金	4,818
建設仮勘定	327	役員賞与引当金	40
その他の有形固定資産	11,404	株式報酬引当金	430
無形固定資産	16,649	退職給付に係る負債	602
ソフトウェア	16,258	睡眠預金払戻損失引当金	1,593
その他の無形固定資産	391	偶発損失引当金	2,109
退職給付に係る資産	54,213	特別法上の引当金	25
繰延税金資産	20,387	繰延税金負債	33
支払承諾見返	40,762	再評価に係る繰延税金負債	16,325
貸倒引当金	△ 74,855	支払承諾	40,762
資産の部合計	24,060,792	負債の部合計	22,896,166
		(純資産の部)	
		資本金	150,078
		資本剰余金	247,365
		利益剰余金	708,456
		自己株式	△ 4,292
		株主資本合計	1,101,608
		その他有価証券評価差額金	11,355
		繰延ヘッジ損益	3,020
		土地再評価差額金	36,487
		為替換算調整勘定	421
		退職給付に係る調整累計額	5,703
		その他の包括利益累計額合計	56,987
		新株予約権	30
		非支配株主持分	6,000
		純資産の部合計	1,164,626
		負債及び純資産の部合計	24,060,792

第6期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		286,979
資金運用収益	172,123	
貸出金利息	141,246	
有価証券利息配当金	22,915	
コールローン利息及び買入手形利息	257	
預け金利息	5,595	
その他の受入利息	2,109	
信託報酬	252	
役務取引等収益	68,671	
特定取引収益	3,218	
その他業務収益	34,611	
その他経常収益	8,100	
償却債権取立益	1,677	
その他の経常収益	6,423	
経常費用		204,722
資金調達費用	5,409	
預金利息	2,139	
譲渡性預金利息	19	
コールマネー利息及び売渡手形利息	480	
売現先利息	16	
債券貸借取引支払利息	243	
借入金利息	403	
社債利息	477	
その他の支払利息	1,629	
役務取引等費用	14,998	
特定取引費用	4	
その他業務費用	37,136	
営業経費	131,131	
その他経常費用	16,040	
貸倒引当金繰入額	5,142	
その他の経常費用	10,898	
経常利益		82,257
特別利益		546
固定資産処分益	546	
特別損失		4,219
固定資産処分損	3,963	
減損損失	255	
その他の特別損失	0	
税金等調整前当期純利益		78,584
法人税、住民税及び事業税	21,954	
法人税等調整額	2,284	
法人税等合計		24,238
当期純利益		54,345
非支配株主に帰属する当期純利益		464
親会社株主に帰属する当期純利益		53,881

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類

第6期末(2022年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	40,129	流動負債	7,146
現金及び預金	8,653	未払金	886
有価証券	17,000	未払費用	45
前払費用	0	未払法人税等	5,903
未収収益	620	預り金	124
未収入金	13,738	賞与引当金	56
その他	117	役員賞与引当金	15
		その他	114
固定資産	960,036	固定負債	80,839
有形固定資産	33	社債	80,000
工具、器具及び備品	33	株式報酬引当金	110
無形固定資産	15	長期預り金	728
商標権	2	負債の部合計	87,985
ソフトウェア	13		
投資その他の資産	959,987	(純資産の部)	
投資有価証券	25	株主資本	912,149
関係会社株式	879,916	資本金	150,078
関係会社長期貸付金	80,000	資本剰余金	683,745
繰延税金資産	46	資本準備金	37,578
		その他資本剰余金	646,166
資産の部合計	1,000,166	利益剰余金	82,617
		その他利益剰余金	82,617
		繰越利益剰余金	82,617
		自己株式	△ 4,292
		新株予約権	30
		純資産の部合計	912,180
		負債及び純資産の部合計	1,000,166

第6期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		20,802
関係会社受取配当金	19,393	
関係会社受入手数料	1,409	
営業費用		1,230
販売費及び一般管理費	1,230	
営業利益		19,571
営業外収益		502
受取利息	477	
有価証券利息	0	
その他	24	
営業外費用		668
社債利息	477	
社債発行費	1	
その他	189	
経常利益		19,406
税引前当期純利益		19,406
法人税、住民税及び事業税	21	
法人税等調整額	△ 9	
法人税等合計		11
当期純利益		19,394

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 青木 裕 晃 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 濱 原 啓 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 百 瀬 和 政 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕 晃 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	濱 原 啓 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百 瀬 和 政 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループの2021年4月1日から2022年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等から構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ 監査役会

常勤監査役	前原和弘	㊟
監査役	原光宏	㊟
監査役(社外監査役)	橋本圭一郎	㊟
監査役(社外監査役)	房村精一	㊟
監査役(社外監査役)	野口真有美	㊟

以上

コンコルディア・フィナンシャルグループが取り組むサステナビリティ

コンコルディア・フィナンシャルグループは、地域金融機関としてすべてのステークホルダーの皆さまの架け橋となり、社会課題の解決に向けた企業活動に取り組むことで、地域社会とともに持続的に成長し、発展することをめざしています。グループサステナビリティ方針にもとづいて、「サステナビリティ長期KPI」を策定し、持続可能な地域社会へ貢献していきます。

グループサステナビリティ方針

コンコルディア・フィナンシャルグループは、経営理念にもとづき、持続的な企業価値の向上を実現し、本業を通じて社会課題を解決するとともに、地域の一員として地域貢献活動に取り組むことにより、社会の持続的な発展に貢献してまいります。本方針のもと、当社グループはその取り組みについてステークホルダーと対話し、積極的な情報開示をおこないます。

「サステナビリティ長期KPI」の策定

当社グループは、グループサステナビリティ方針にもとづく行動計画として、2020年11月に2030年度までの「サステナビリティ長期KPI」を策定し、「サステナブルファイナンス」「CO₂排出量の削減」「金融教育の推進」についてグループ一体となり取り組んでいます。

なお、「CO₂排出量の削減」については、横浜銀行本店ビルおよび横浜銀行の全営業店等^(※)における自社契約電力を再生可能エネルギーに切り替えることにより、当社グループのサステナビリティ長期KPI「カーボンニュートラル」達成時期を当初計画2050年度から2030年度へ大幅に前倒しすることとしました。

(※) 有人店舗が対象。

サステナビリティ長期KPI

2030年度までに
サステナブルファイナンス実行額を

2兆円^{※1}
うち、グリーンファイナンス1兆円



2030年度までに

カーボンニュートラル



2030年度までに金融教育受講者数を

10万人^{※2}



※1 環境・社会課題の分野を資金使途とする投融資、SDGsへの取り組みを支援または促進する投融資（グリーンファイナンスは、環境分野を資金使途とする投融資）の、2019年度から2030年度までの実行累計金額。

※2 当社グループが実施する各種金融セミナーや職場体験・出張授業などの金融教育への、2019年度から2030年度までの累計受講者数。



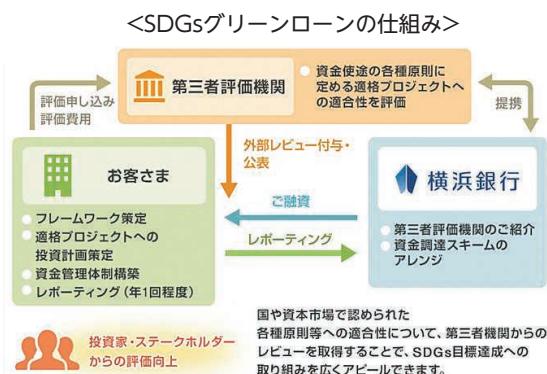
1. サステナブルファイナンスに関する取り組み

当社グループは、お客さまの脱炭素化に向けた取組状況に応じて、各種サステナブルファイナンスなどに取り組んでいます。

(1) 「SDGsグリーンローン」・「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の取り組み（横浜銀行）

横浜銀行は、2022年2月に株式会社三崎恵水産に対して、3月にリソルの森株式会社に対して、「SDGsグリーンローン」により資金協力しました。本ローンによる資金調達を通じて、株式会社三崎恵水産とリソルの森株式会社は、設備投資、またはシステム投資をおこない、CO₂排出量の削減を進めていきます。なお、本ローンは資金の使い道を各種国際原則などにおける環境改善（グリーン分野）の適格プロジェクトに特定し、資金協力後も調達資金の管理やレポートングを通じて、透明性が確保されるローン商品です。

また、横浜銀行は2022年3月に、富士屋ホテル株式会社に対して「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」により資金協力しました。富士屋ホテル株式会社は本ローンによる資金調達を通じて、SDGsのゴールの実現に向けた経営体制の構築とKPI達成の活動を進めていきます。なお、本ローンは、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定したポジティブインパクト金融原則にもとづき、グループ会社の株式会社浜銀総合研究所が、お客さまの企業活動やSDGsに関する取り組みを分析・評価しました。さらに、株式会社日本格付研究所（JCR）から第三者意見（外部レビュー）を取得することで、ポジティブインパクト金融原則への適合性の確認と評価の透明性を確保しています。



(2) 「SDGsステップローン」の取扱開始（東日本銀行）

東日本銀行は、2022年1月に「SDGsステップローン」の取り扱いを開始しました。本ローンは、資金協力の際に、お客さまとの間で「職場の人権・働きがい」「環境への配慮」「コンプライアンス」「企業の地域への貢献」「経営と組織の体制」の5項目に着目して対話をおこないます。その結果をもとに「SDGs対応度簡易診断チェックシート」を作成し、お客さまのサステナビリティ経営の実践に向けた課題等の整理につなげていきます。

コンコルディア・フィナンシャルグループが取り組むサステナビリティ

2. CO₂排出量削減に関する取り組み

再生可能エネルギーの導入（横浜銀行、東日本銀行）

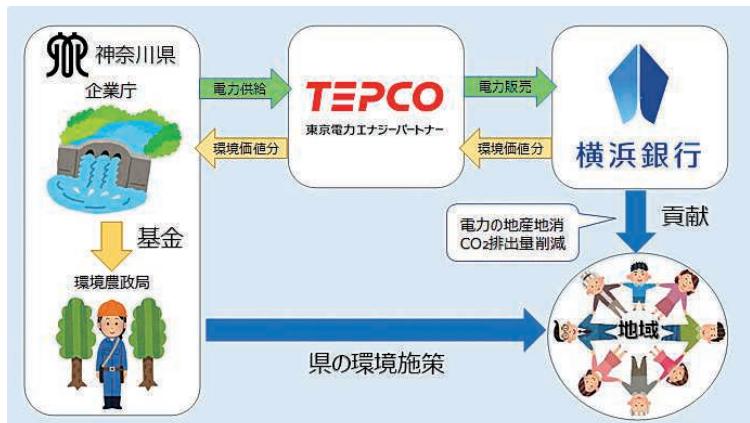
横浜銀行は、2021年4月より本店ビルで使用する電力を、神奈川県営水力発電所で発電する再生可能エネルギー「アクアdeパワーかながわ」に切り替えました。年間約2,451トン^(※1)（杉の木約17万本相当^(※2)）のCO₂排出量を削減するとともに、電気料金の支払いを通じて神奈川県の実施策の推進に貢献します。

また、横浜銀行は2022年2月以降順次、全営業店^(※3)と事務センターを含むすべての自社契約電力も再生可能エネルギーに切り替えているほか、東日本銀行においても再生可能エネルギーの導入検討を進めており、グループ一体となって、カーボンニュートラルの達成に向けて取り組んでいます。

- (※1) 2019年度の年間使用電力量実績により算出
- (※2) 年間14kg/本のCO₂を吸収（出典：林野庁）
- (※3) 有人店舗が対象



<アクアdeパワーかながわの仕組み>





3. 金融教育への取り組み

(1) ウェブページ「はまぎん おかねの教室」の開設（横浜銀行）

横浜銀行は、地域の未来を担う子ども達の育成や地域のさらなる発展のため、金融リテラシーの普及・向上を責務と捉え、独自の金融経済教育プログラム「はまぎん おかねの教室」に取り組んでいます。

コロナ禍においてもオンラインによる教育機会を確保するため、2020年12月に金融教育ウェブサイト「はまぎん おかねの教室」を開設しました。サイト内には銀行キャラクター「はまペン」が登場し、「おこづかいちよりの使い方」や「おかねの考え方・使い方・稼ぎ方」などの分かりやすい動画や金融クイズ、計算シミュレーションなど、こどもから大人まで楽しく学べるコンテンツを提供しています。

また、東京書籍株式会社との協働により、2022年5月に職場体験ウェブサイト「横浜銀行×EduTownあしたね『銀行の仕事って?』～オンライン職場体験～」を、同社が運営する「EduTownあしたね」^(※)内に開設しました。銀行の仕事や店舗、働く人、おかねについて学べる動画を掲載し、オンラインによる職場体験の機会を提供しています。

(※) キャリア教育・職業調べサイトです。職業人の仕事・職業インタビュー記事等が掲載されており、全国の小学校・中学校・高等学校で利用されています。



(2) 「きんじろう経済教室&はまぎん おかねの教室」の開催（横浜銀行）

横浜銀行は、2021年から、地域の子ども達に金融経済教育の基本を学んでもらうため、報徳仕法株式会社および公益財団法人報徳福運社とともに「きんじろう経済教室&はまぎん おかねの教室」を開催しています。

本教室では、横浜銀行と報徳仕法株式会社の金融経済教育のノウハウを活かし、子ども達にお金をテーマとした座学や模擬店舗の運営などを体験してもらうことで、「おかねの価値」や「働くことの意義」、「生きがい」について考える機会を提供しています。



日時 2022年6月21日(火曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

会場 横浜銀行 本店
はまぎんホール ヴィアマーレ
横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号 電話(045)225-1111(代表)



<新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ>

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻を変更する場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.concordia-fg.jp/>)に掲載いたします。株主の皆さまにおかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、必ずご確認くださいませようお願いいたします。

◎株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

◎会場内でのカメラやスマートフォン、携帯電話等による撮影・録音はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。